

**社会福祉法人松戸市社会福祉協議会
飲料用自動販売機設置事業者募集要項**

- 1 件 名 松戸市社会福祉協議会自動販売機設置事業
 2 選定方法 1本あたりの手数料の割合（%）による見積合せ
 3 設置場所

	施設名	所在地	場所	台数	設置面積 (目安)	回収 BOX 数
1	松戸市勤労会館	松戸市根本 8-11	談話室	1	1.72 m ²	1
2	和名ヶ谷スポーツ センター	松戸市和名ヶ谷 1360	1階更衣室前	1	1.92 m ²	4
3			3階ラウンジ	2	0.84 m ² 1.84 m ²	2
4	青少年会館樋野口 分館	松戸市樋野口 543	駐輪場横	1	1.88 m ²	1

※ 設置面積には、回収ボックス、電源接続部分及び放熱スペースを含みます。

※ 自販機の機種によっては商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉に支障がある場所もありますので、応募前に必ず設置場所の確認を行ってください。

- 4 契約期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

※ ただし、相互に特別の意思表示がない場合、従来と同一の条件で一年度毎に更新されるものとし、以後も同様とする。なお、行政財産の使用を許可されない場合はこの限りでない。

- 5 応募者資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 法人税及び法人事業税・消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (3) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）または同法により改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請した者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと
- (6) 最近5年間において、公共施設内で1年以上継続した自動販売機の営業実績があること。
- (7) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び第3条、第4条による指定を受けた指定暴力団及びその暴力団員でないこと。
- (9) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団体に属する者でないこと。

6 契約相手方の決定方法

- (1) 見積合せの結果、最高の手数料の割合の見積書を提出した者を契約候補者として指名し、参加資格を審査する。その際、別途、資格を確認できる資料等の提出を求めるものとする（既に本会に提出済みの資料を除く）。
- (2) 前項の審査の結果、参加資格があると確認された契約候補者を契約の相手方と決定する。この場合において、他の見積書を提出した者の参加資格は審査しない。
- (3) (1) の審査の結果、参加資格がないと判断された契約候補者の見積は無効とする。この場合において、当該見積が無効とならなかつた者のうち、2番目に高い割合の見積書を提出した者を契約候補者として再指名する。以下、契約の相手方が決定するまで上記の規定による審査を繰り返すものとする。

7 その他の条件等

- (1) 自動販売機の行政財産使用料および電気料、その他設置及び撤去に要した費用は、すべて契約業者の負担とする。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- (3) 自動販売機により販売するものは清涼飲料とし、酒類及びその他類似品の販売をしないこと。
- (4) 自動販売機の維持管理は設置事業者自身が責任をもって行い、常に商品の補充、賞味期限及び金銭管理、並びにゴミの回収及びリサイクル（回収ボックス設置施設に限る）について、設置事業者の責任において適切に行うこと。
- (5) 自動販売機の設置に当たっては、転倒防止等安全に十分配慮すること。
- (6) 契約業者は、賛助会費として、自動販売機1台につき1口（年額1万円）加入するものとする。
- (7) 和名ヶ谷スポーツセンターへの設置については、管理業務委託費 5,120 円/台（税別）、両替手数料 2,200 円（550 円×年4回）を負担するものとする。

8 参 考

- (1) 販売実績（令和6年2月～令和7年1月）

	施設名	販売本数（本）	売上概算額（円）	備考
1	松戸市勤労会館	1, 524	216, 330	
2	和名ヶ谷スポーツセンター	1, 425	198, 400	※ 2024/9/9 ～ 2025/2/28 の温水プール休止期間含む
3		3, 245	451, 070	2台合計
4	青少年会館樋野口分館	1, 533	191, 010	

9 詳細等

〒271-0094 松戸市上矢切 299 番地の1
社会福祉法人松戸市社会福祉協議会 管理課
電話 047-368-0928 FAX 047-368-0203

[E-mail] kanri@matsudo-shakyo.com 担当：鈴木、廣瀬、松下